

医療法人の公益性と増資にかかる課税

水 野 忠 恒

〔一橋大学大学院〕
〔法学研究科教授〕

目 次

I	はじめに	363
II	医療法人の特色	365
III	裁判例	367
IV	課税上の論点	370
V	定款変更の規定の有無と基本財産と運用財産との区分	371
VI	医療法人の増資とみなし贈与	378
VII	贈与税の非課税財産	382
VIII	相続税法9条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」 に該当するかどうか	386
IX	みなし贈与と出資持分の評価	391
X	法人からの有利発行と一時所得該当性	396

I はじめに

- 1 近年、オープンシャ・ホールディングズ事件に典型的にみられるように、新株の有利発行による増資を行うことにより、従来の保有株式の評価を大きく引き下げ、相続税の負担を減少させるころみが見られるようになっている。医療法人の増資にも顕著であるが、そのような場合に、相続税法上、みなし贈与とすることができるかどうか争われている。平15年3月25日裁決を受けて、横浜地裁平成18年2月22日判決では、以下に紹介するように、医療法人の増資に対する出資が相続税法第9条に規定する贈与により取得したものとみなす場合（利益の享受）に該当するとした。相続税法第9条は、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与に因り取得したものとみなす旨規定している。しかし、最近、東京高裁では、それを覆した（東京高裁平成20年3月27日判決）。
- 2 上の事案については、上告に値する法律問題が争点となっているかどうか重要である。たとえ、医療法人社団の持分の評価が中心的争点であるとしても、たんに、財産の評価にはとどまらないのであり、その前提として、後述する、①定款変更の規定の有無と基本財産と運用財産との区分に意味があるか。②この事案につき、相続税法9条のみなし贈与とされるか。つまり、法人の非営利性や公益性という本法人の特質が認められる場合には、相続税法9条の適用はないとされるか。本出資は、原告らの払い込み金額は、1口につき5万円であるが、税務署長によれば、増資前には財産は685万余円であったとされる。本法人の社員が処分できるのは運用財産のみであるとして、原告らの払い込み金額は適正であるとして、相続税法9条の「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当しないといえるか。また、③相続税法21条の3の非課税財産とされる余地はあるか。④本出資による所得があると

すれば、一時所得として課税されるべきであるか。

以上のように、租税法、特に、相続税法の解釈として確定すべき多くの重要な論点が存すると考えられる。これらの論点については、上告審においても検討されるものと思われる。

Ⅱ 医療法人の特色

医療法に基づき設立される医療法人には、財団法人と社団法人があり、社団法人については出資持分の定めがある法人と出資持分の定めがない法人とがある。

- (イ) 財団法人たる医療法人と、出資持分の定めがない医療法人社団の社員は、その出資について何らの持分権を有しないのに対して、出資持分の定めがある医療法人社団の社員は、出資に対する持分権を有し、その持分は譲渡や相続等の対象となり、ひとつの財産権と解される。
- (ロ) 医療法は、その第四章において医療法人に関する事項について規定しているが、剰余金配当の禁止等の規定はあるものの、社員たる資格の得喪に関する規定等相当部分を定款又は寄附行為の定め委ねている。このため、厚生省は、医療法人制度が制定された昭和 25 年に、医療法人の適正な運用が図られるよう事務次官通知によりモデル定款を定めている。
- (ハ) 医療法第 50 条《定款又は寄附行為》第 1 項において、定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない旨規定し、同条第 2 項において、都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第 45 条《設立認可基準》に規定する事項及び定款又は寄附行為の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない旨規定している。
- (ニ) 平成 9 年 12 月 17 日付法律第 125 号をもって公布された医療法の一部を改正する法律により、従来からの特定医療法人に加え、特別医療法人制度が新設されたこと等に伴い制定された医療法施行規則第 30 条の 36 は、第 1 項において、社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる旨規定し、同条第 3 項において、社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする旨規定している。

そして、特別医療法人に係る定款変更等の申請については、平成10年7月6日付指第39号各都道府県衛生主管部(局)長宛厚生省健康政策指導課長通知の第5《定款変更等の具体的手順について》において、定款の変更認可の申請に当たっては、持分請求権の放棄についての出資社員全員及び役員の同意を得ることとされている。

なお、特別医療法人とは、役員と同族支配の制限等公的な運営の確保、残余財産の帰属先の制限等の要件を満たし、地域において安定的かつ公正的に医療を提供できる法人とされ、〔1〕財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること、〔2〕定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること、〔3〕役員等の親族制限や報酬制限の規定等が要件とされている。

上述の東京高裁判決における医療法人については、構成員の持分が明記されているのであり、特別医療法人には該当しないことは明らかである。

Ⅲ 裁判例

- 1 上の東京高裁判決に取り上げた医療法人社団は、昭和30年に設立されたものであり、その目的は、精神病患者および神経症患者に施療保護をなすことであり、その目的を達成するために、病院を開設した。この医療法人は、持分の定めのある社団法人であるが、その持分は、創業者Aが98口、その長女の夫X1が12口を保有しており、全出資口数110口であった。
- 2 この医療法人は、平成9年5月24日、定時社員総会において定款変更を可決し、県知事より定款変更の認可を受けた。新定款の主な定めは、要旨次のとおりである。
 - (イ) 本件法人の社員にならうとするものは、目的、趣旨に賛同し、総会の承認を得なければならない。この場合、社員は1口以上の出資をしなければならない(第5条)。
 - (ロ) 1口の出資金額はこれを金5万円とし、現物出資の場合は時価による(第6条)。
 - (ハ) 本件法人の出資を増加してその割当をする場合は、総会の議決を得なければならない(第8条)。
 - (ニ) 本件法人の出資持分は、総会の承認を受けなければこれを他人に譲渡又は質入等は禁止する(第9条)。
 - (ホ) 本件法人の社員中死亡した者があるときは、その相続人は入社することができる(第10条)。
 - (ヘ) 社員は、〔1〕総会の決議、〔2〕死亡、〔3〕除名によりその資格を失う(第11条)。
 - (ト) 本件法人の資産を基本財産と運用財産とに分ち、次に掲げるものを基本財産とし、その他のものを運用財産とする(第14条)。
 - A 財産目録に記載の基本財産
 - B 基本財産から生ずる果実
 - C 基本財産に編入すべきものとして指定された寄付金品

D 将来基本財産として繰入れられる金品

(チ) 基本財産はこれを処分してはならない。

但し、止むを得ない事由のあるときは社員総会の同意を得、県知事の許可を受けて処分することができる（第 15 条）。

(リ) 総会は別段の定めあるものの外、社員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない（第 37 条）。

(ヌ) 次の事項は総会の議決を経なければならない（第 38 条）。

A 基本財産の設定及び処分

B 借入金額の最高限度

C 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

D その他重要な事項

(ル) 総会の議事は別段の定めあるものの外、出席社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる（第 39 条）。

(ロ) 各社員の議決権及び選挙権は 1 人につき 1 個とする（第 41 条）。

(ワ) この定款を変更しようとするときは、総社員の 3 分の 2 以上の同意を得て県知事の認可を受けなければならない（第 47 条）。

3 この医療法人は、平成 10 年 5 月 30 日の定時社員総会において、社員総数は 13 名であったが、従前の出資口数 110 口を、90 口増資して 200 口とし、増資口の全てを原告 X1 と、その妻 X2、長女 X3、長男 X4 にのみ割り当てることを可決した。X1 らは決議に応じて次のとおり、出資金を払い込んだ。

	出資口数	1 口あたりの出資金額	出資金合計
X1	23 口	5 万円	115 万円
X2	23 口	5 万円	115 万円
X3	22 口	5 万円	110 万円
X4	22 口	5 万円	110 万円

その結果、甲医療法人の出資口数は、以下のとおりとなった。

	出資口数	増加口数
A	98 口	0 口
X1	35 口	23 口
X2	23 口	23 口
X3	22 口	22 口
X4	22 口	22 口

IV 課税上の論点

増資における1口あたりの出資金額は5万円とされているが、税務署長の調査によれば、増資の結果、甲医療法人の出資1口あたりの評価額は、財産評価基本通達によれば、類似業種との比較により、増資前の685万余円から増資後の379万余円となったとされる。この東京高裁判決における争点として、以下のものが挙げられている。

- ①定款変更の規定の有無と基本財産と運用財産との区分に意味があるか。
- ②この事案につき、相続税法9条のみなし贈与とされるか。法人の非営利性や公益性という本法人の特質が認められる場合には、相続税法9条の適用はないとされるか。また、相続税法21条の3の非課税財産とされる余地はあるか。
- ③本出資は、X1らの払い込み金額は、1口につき5万円であるが、Y税務署長によれば、増資前には685万余円であったとされる。本法人の社員が処分できるのは運用財産のみであるとして、X1らの払い込み金額は適正であるとして、相続税法9条の「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当しないといえるか。
- ④本出資による所得があるとすれば、一時所得として課税されるべきであるか。

V 定款変更の規定の有無と基本財産と運用財産との区分

1 このような定款の変更につき、基本財産と運用財産とに区別し、運用財産のみを純資産による評価に含めることにより、出資口の価額を引き下げるといふ租税回避のスキームであると疑わせるところがあることは否定できない。つまり、X1らは、本件出資の評価に当たっては、新定款に基づき運用財産のみをもって純資産価額方式で行うべきである旨主張して、基本財産を除外すべきであるとするのである。しかしながら、基本財産とされても、法人の財産であることには代わりがない。

このことにつき、X1らは、Aの長男でありながら、医療経営をはずされたBが、脳梗塞により倒れたAを利用して経営権を握ろうとして、Aの出資全額の払い戻し請求がなされる危険があり、そうなると本件医療法人の経営はなりたたなくなることを懸念して、Aからの出資全額の払い戻し請求がなされても対応できるようにし、また、X1らの経営の安定を図るため、定款の変更をして、Aからの出資の払い戻し請求がなされても、基本財産は出資の払い戻し請求の対象にはならないようにする意図でなされたものと主張していた。

2 他方で、公益法人等においては、その定款で、基本財産と運用財産とを区別することが少なくないので、本医療法人の公益性を強調することにより、公益法人等に近づけ、営利法人と截然と区別することを期待するに思われる。例えば、公益法人等には、以下のような規定がある。

文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
(平成十二年十月三十一日総理府・文部省令第四号)

(設立許可の申請手続)

第二条

法人を設立しようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、

文部科学大臣に申請しなければならない。

- 一 設立趣意書
 - 二 社団にあつては定款、財団にあつては寄附行為
 - 三 設立決議録の謄本
 - 四 社団にあつては、社員名簿（社員名簿を提出することが困難である場合は、社員の員数）
 - 五 財産目録
 - 六 寄附申込書
 - 七 不動産、預金、有価証券等の財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
 - 八 不動産その他の主たる財産については、その評価をするに十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - 九 設立後二年の事業計画書及び収支予算書
 - 十 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
 - 十一 設立者又は設立代表者の履歴書
 - 十二 役員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
 - 十三 従来から存立している人格のない社団又は財団にあつては、その規約又はこれに類するもの並びに既往およそ三年間における事業及び財産の状況を記載した書類及びこれらの期間の収支決算書
 - 十四 事業実施に当たり行政庁の許可、認可等を要するものがあるときは、当該許可、認可等のあったことを証する書類又はその申請の状況を明らかにした書類
 - 十五 その他文部科学大臣が特に必要と認める書類
- 2 財団にあつては、前項第五号の財産目録は、基本財産と運用財産に区分して記載しなければならない。社団にあつて基本財産を設けるときも、また同様とする。
- 3 第一項の許可申請書及び添付書類には、副本を添付しなければならない。

3 この定款変更のみを議論しても本件の問題の解決にはならないと思われる。むしろ、基本財産と運用財産とに区別し、運用財産のみを、出資持分の評価のために純資産による評価に含めるとすることが本件医療法人の出資口の評価として適正であるかという、出資口の評価の対象財産を議論しなければならないのである。たとえ、定款に、基本財産は、将来、国、地方団体、もしくは他の公益法人等に譲渡するとなっても、医療法人社団の構成員が持分をもっているのであれば、その持分の譲渡によっても医療法人社団の利益を手にするにはできるし、また、家族的な医療法人社団にあつては、給与により利益を受けることはできるのである。租税法の基礎理論として、資産の値上がり益や含み益は、当該資産の譲渡、もしくは、利益の分配により実現するとされる。そのため、基本財産を、財産評価からはずすには、定款により解散時に基本財産の譲渡先が、国、地方公共団体等に定められているのみでは十分ではなく、そのような定款の変更を禁ずる規定が医療法人法等になければ意味がないのである。

4 この点については、すでに、この判決の扱う事案の裁決にも示されている。それによると、「本件出資の評価に当たっては、新定款に基づき運用財産のみをもって純資産価額方式で行うべきであるという考え方については、しかしながら、本件法人の新定款には、運用財産をもって分配すると定めている新定款の第12条及び第46条の定めのほか、〔1〕第9条において出資持分の譲渡ができるところ、その金額についての制限が付されていないこと、〔2〕第15条において基本財産の処分が可能であることなど、出資持分に関する他の定めがあるのであるから、これらの定めを広範かつ客観的に判断して本件法人の出資の評価を算出するのが相当であると解する。」としている。

5 上述の東京高裁平成二〇年3月27日判決においても、以下のように述べている。

「相続税法の規定の適用上、相続、遺贈又は贈与により取得した財産が社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利である場合には、当該権利の法的性質及び内容に即してその評価をす

ることが必要である。医療法（平成 18 年法律 4 号による改正前のもの）第 44 条第 2 項は、医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもって、少なくとも、資産及び会計に関する規定（第 5 号）、社団たる医療法人にあっては、社員たる資格の得喪に関する規定（第 7 号）、解散に関する規定（第 8 号）等の同項の掲げる事項を定めなければならないと規定する。また、同法第 56 条第 1 項は、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属すると規定し」ているとする。

つまり、上述の東京高裁判決においても、社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利については、当該権利の法的性質及び内容に即してその評価をすることが必要であるとし、かつ、定款の定めるところによるとしており、出資持分の定めのある社員であることを前提しているのである。

さらに、同東京高裁判決では、「本件法人の新定款の上記の定めによれば、本件法人の社員は、退社した場合に本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、本件法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができるのであって、本件法人の社員たる地位は運用財産に当たり、その評価は、医療法第 54 条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることを踏まえつつ、社員が有する上記の権利の内容に即して行うべきである。」としており、社員の持分の評価については、本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができるとしている。しかしながら、同上東京高裁判決は、定款を重視するあまり、評価の問題から基本財産とされる金額を除外したため、本件の事案が、増資による有利発行による持分利益の移転があること、つまり、相続税法 9 条のみなし贈与の問題があることをまったく無視してしまっている。敷衍するならば、増資により、相続税法 9 条の規定するのみなし贈与の問題の可能性があるにもかかわらず、変更した新定款のみを根拠にして、のみなし贈与の問題を論ずることしなかった

のは大きな誤りであるといわなければならない。

- 6 また、新定款が後戻り禁止の規定を定めているから、定款に反した運営は許されず、監督官庁も信義則や禁反言の原則に反する定款の変更は認めないから、定款変更の余地は残されていないという考え方については、持分の定めのある医療法人社団の定款変更については、医療法上これを禁止する規定はなく、医療法第50条でその手続が法令又は定款に違反しない限り認可されるのであり、このことは、認可事務を担当するP県衛生部の担当者も、答述していることからしても、社員総会の決議を経て都道府県知事の認可を得れば変更できると認められる。

さらに、医療法施行規則第30条の36には、社団である医療法人で持分の定めのないものは、持分の定めのあるものへ移行できないものとする旨規定しているところ、上述の法人は、持分の定めがある医療法人社団であって、新定款によってもその変更はされていないのであり、加えて、特定医療法人または特別医療法人への変更もされていないのであるから、本法人の出資持分の定めについて定款を変更したとしても、この規定に反しないと解されるのである。

したがって、本法人の定款変更は、新定款の後戻り禁止規定をもってその変更ができないと解することは相当ではないというべきである。

- 7 医療法人の出資は、評価通達194-2において、医療法人の出資の評価を取引相場のない株式に準じて評価する旨定められている。医療法は、医療法人について営利法人化することを防止する目的の下に剰余金の配当を禁止しているものの、医療法人の行う医療事業の内容や経営形態が、一般の個人開業医と異なったものを要求されているわけではなく、一般の私企業とその性格を異にするものではないと認められることから、一般の中小企業の株式の評価方法が改定されたことを契機に、この評価方法との権衡を考慮して、社団たる医療法人の出資についても、取引相場のない株式に準じて評価することとして、評価通達194-2が定められているもので、この趣旨からすると、同通達は合理的と認められるから、同通達に定める評価方法によることが著

しく不相当と認められる特段の事情がない場合には、医療法人の出資を取引相場のない株式に準じて評価することは相当である。

- 8 これについて、前述の東京高裁判決は定款変更につき以下のように述べている。「被控訴人は、前記のとおり、医療法人における基本財産と運用財産の区分に客観的、合理的な基準はないこと、いったん基本財産として区分された資産であっても、医療法人の判断で将来運用財産に変更される可能性が十分に考えられるのであり、運用財産に変更した上で換価処分することが可能であること・・・」としつつ、「全財産を対象として算定すべきであることなどを主張し運用財産のみに基づいて純資産価額方式により評価した本件法人の出資の価額は相続税法第22条の時価とは認められないと主張する。」ことに対して、「前記引用に係る原判決の認定事実・・・によれば、によれば、本件法人の社員たる地位については専ら定款によって定められているところ、本件法人の新定款の前記の定めによれば、本件法人の社員は、退社した場合に本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、本件法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができるのであって、医療法第54条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることを踏まえつつ評価すると、・・・客観的な交換価値を上回る過大な評価であるといわざるを得ない」として上の考え方を退けている。

しかしながら、ここで議論されるのは贈与税ならびに相続税の問題であり、一時点のみの定款をもって考察の対象とすべきではなく、しかも、定款変更により持分の価値が大きく変化するような事案においては、新定款の真实性を含めて、検討すべきであると思われる。このように同族支配にある医療法人においては定款変更は容易であり、同族的な株式会社における株主総会と同様であり、変更された定款のみを重視すべきではないと思われる。本件医療法人において、定款を変更し、基本財産と運用財産の区分を行ったこと、増資においてどのような出資が行われているかなど、慎重に検討すべきであると考えられる。

後述するように、医療法人の増資により持分の価値が著しく変化し、みなし贈与も問題となりうるような事案について、また、医療法人が同族支配にあるものであること、さらには、同業者比準においても、基本財産と運用財産の区分がなされていない医療法人が通常である状況において、本事案のように、医療法人の定款変更のみを根拠に、このような持分評価を行うのは粗雑であるといわなければならない。

しかも、上述の東京高裁判決においても、「本件法人と同様に、その所有資産等を基本財産と運用資産とに明瞭に区分し、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理している社団たる医療法人で出資持分の定めのあるもの等、本件法人の出資持分を評価する上で参考とすることができる医療法人その他の法人の適切な実例は、本件全証拠によっても見いだしがたい。」と述べて、このような基本財産と運用財産を区分する医療法人が特異な例であることを認めているのである。医療法人が、何故、基本財産と運用財産を区分したのか、上の事案では、より検討すべきであった。

そもそも、同事案の重要な問題である、増資を利用した持分価値の移転やみなし贈与の問題など、相続税法上重要な論点を、同東京高裁判決は、すべて、議論の対象から除くことにしてしまったのである。

VI 医療法人の増資とみなし贈与

1 まず、相続税法第9条のみなし贈与の規定は、私法上の贈与契約によって財産を取得したものではないが、当該利益の内容が贈与と同じような実質を有する場合には、税負担の公平の見地から、贈与契約の有無という私法上の法律関係の形式に左右されることなく、その経済的な実質によって判断し、その経済的利益の額相当額を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものであり、その利益を受けさせた者の意思の存否は、相続税法第9条の規定を適用するに当たっての判断に影響を及ぼすものではないと考えられる。

2 そこで、医療法人は商法上の株式会社とは性格を異にするから、贈与税の課税や新株引受権の解釈は医療法の趣旨に反するという考え方が成り立ちうるかということであるが、医療法人については、上述の法人の公共性、公益性等の特質にかんがみれば、同事案の出資は、営利性を特色とする株式会社等の増資と同様に、相続税法9条のみなし贈与として課税すべきではないということが議論されている。このことに関連して、医療法人法44条では、以下のように規定する。

「1項 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2項 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所

として、医療法人の設立には、都道府県知事の認可が必要であるが、それには、公益性等の判断は重視されているようには思われない。もっとも、上述の第1審判決では、「医療法人は、医療法第五四条の規定により剰余金の配

当を禁止されているけれども、これは医療行為が有する公益性に鑑み、医療法人が営利法人化することは妥当でないと考えられたためであって」として、その公益性を認めながら、「右配当が禁止されていることの故をもって、前示の医療法人の性格を別異に解さねばならないものではなく、他面右配当禁止規定は剰余金を施設の整備改善に充て、もって医療内容の向上を図ることを期待する趣旨にいずれのものであってみれば、医療法人にあつては、資産が法人内部に蓄積され、その資産は年々増大していく可能性が大であるから、その純資産価額は払込済出資額を上廻っている可能性が大である。」とされている。

- 3 さらに、同判決は、「医療法人制度は昭和二五年医療法の改正により、民間の医療機関等医療事業の経営主体に対し、法人格を取得する途を開き、資金集積の方途を容易に講ぜしめる目的で創設されたものであるが医療法人の設立に当たっては、開設する病院等に必要な施設又はこれに要する資金の保有が必要とされている（医療法第四条、第四五条第一項）ものの、・・・その行なうべき医療事業の内容や経営形態に関して特に一般の個人開業医と異つたものを要求されているわけではなく、医療事業には實際上相当の収益を伴うことからすれば、通常の場合医療法人は右収益事業を行なっている点において特に一般の私企業とその性格を異にするものとは考えられない。このことは、法人税法において医療法人は民法上の公益法人等とは異なり、原則として一般の営利法人と同様に取り扱われており、財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないものであって、一定の厳格な要件を満たしたうえで大蔵大臣の承認を受けたものについて、例外が認められている（租税特別措置法第六七条の二）にすぎないことに照らしても明らかである。」として、医療法人の収益性に着目しているが、一般の営利法人との類似性は以前より指摘されていた（東京地裁昭和53・4・17）。

- 4 このように、医療法人にたとえ公益性が認められたとしても、医療法人の収益性を考えるならば、一般の営利法人との類似性があるのであり、公益性を根拠に、相続税法9条のみなし贈与の規定の適用がないとすることはでき

ないと思われる。上述の事案において、医療法人の公益性を強調する背景には、公益法人等については、その定款において、基本財産と運用財産とを区別することが少なくないことをよりどころに、公益法人等と同様に取り扱うべきであるという考え方は成り立ち得ないと考えられる。

5 同事案についてみれば、医療法人社団の構成員は、定款の変更をして、Bからの出資の払い戻し請求がなされても、基本財産は出資の払い戻し請求の対象にはならないようにする意図でなされたとして、医療法人の存続のためになされた増資であることを考慮すべきであるという考え方であるが、同法人には、公共性、公益性等の特質があると認められるから、甲医療法人の存続のため、本件増資によりX1らの持分の増加と経営権の確保が必要があると認められるとしても、爬行増資により、AからX1らに持分の移転により経済的利益が移転しているのであれば、それは、営利法人である株式会社の増資の場合とは区別する理由はないと思われる。ちなみに、一般の株式会社についても、その倒産を防止することには、公共性が認められると思われる。

6 また、医療法では、剰余金の配当を明文で禁止されており、営利法人たることを否定されている。その趣旨は、医療の永続性、継続性を確保することを目的とした特別の法人とされるという考え方もあるが、これに対しては、上述の第1審のように、医療法人は、法人税法上は、普通法人とされており、医療法における医療法人の位置づけと、税法上の位置づけは一致するものではないという考え方がある。医療法人は、法人税法においては公益法人等には加えられておらず、相続税法上の取り扱いを考える場合にも、公共性や公益性を強調するのが妥当であるのか検討すべきであるといえる。

例えば、医療法では、剰余金の配当を明文で禁止されている（54条）といっても、持分の譲渡、残余財産の分配、あるいは、役員給与の形態で、医療法人の収益を分配することは可能であり、定款で持分の譲渡や残余財産の分配を禁じても、そのような任意で定めた規則については、再度、定款変更は可能であり、営利法人との差異は決定的なものではないと考えられる。また、医療法人法39条では、「1項 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する

診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。2項 前項の規定による法人は、医療法人と称する。」とされており、公益法人等のような公共性、公益性等の特質を強調すべきではないと思われる。

- 7 そのため、上述の医療法人社団は、株式会社ではないから新株引受権なる権利が社員には存しないものの、持分の定めのある社団医療法人であり、財産権たる出資持分としての価額が現実に存し、その増資における出資による利益の享受が生ずるのであれば、この利益の享受に対して相続税法第9条の規定が適用されると解するのが相当であり、相続税法上、医療法人を除く旨の規定もないのであるから、医療法の趣旨によりその適用が左右されるものではない。

VII 贈与税の非課税財産

1 上の東京高裁事案では、上述したように、従前の出資割合と異なる出資の割当がなされ、社員の出資持分の価値が変動したため、A の出資持分は減少し、X1 らの出資持分の価値は増加するので、A から X1 らに、財産的価値の移動があったものと把握されるとして、相続税法 9 条の適用があるかどうか、最大の問題である。

もっとも、A の出資持分は減少し、X1 らの出資持分の価値は増加するとして、A から X1 らに、財産的価値の移動があったものとされるとしても、そのような価値の移動は、贈与であっても、相続税法 21 条の 3 の「贈与税の非課税財産」に該当するかどうかという問題がある。

2 まず、相続税法 21 条の 3 においては、贈与税の非課税財産として、次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しないとして、以下のものを掲げる。

- 「一 法人からの贈与により取得した財産、
- 二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの
- 三 ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる事実、その者が法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団（以下この条において「社団等」という。）である場合には第二号及び第三号に掲げる事実がない場合に限る。
 - 一 その者若しくはその親族その他その者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係（以下この条において「特別関係」という。）がある者又は当該財産の相続に係る被相続人若しくは当該財産の遺贈（贈与をした者若しくはこれらの者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）をした者若しくはこれらの者の親族その他これらの者と特別関係がある者に対してその事業に係る施設の利用、余裕金の運用その他その事業に関し特別の利益を与えること。

二 当該社団等の役員その他の機関の構成、その選任方法その他当該社団等の事業の運営の基礎となる重要事項について、その事業の運営が特定の者又はその親族その他その特定の者と特別関係がある者の意思に従ってなされていると認められる事実があること。

三 当該社団等の機関の地位にある者又は当該地位にある者若しくは当該財産の遺贈をした者の親族その他これらの者と特別関係がある者に対して当該社団等の事業に係る施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属その他その事業に関し特別の利益を与えること。」としている。

3 上の相続税法 21 条の 3 第 1 項ならびに第 2 項では、法文上、出資口の価値の移転は、そもそも贈与税の非課税財産に規定に該当しない。また、同条 3 項 3 号では、第六十四条に規定する同族会社において、特別の関係がある者又は当該財産の相続に係る被相続人若しくは当該財産の遺贈（贈与をした者若しくはこれらの者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）をした者若しくはこれらの者の親族その他これらの者と特別関係がある者に対してその事業に係る施設の利用、余裕金の運用その他その事業に関し特別の利益を与える場合においても、非課税財産から除外している。上述の事案は、医療法人であり、同族会社ではないが、定款変更による出資の価額の変動は、特別関係がある者に対して、その事業に関し特別の利益を与える場合にほかならず、実質的には、非課税財産には該当しないといわなければならない。

4 さらに、相続税の非課税財産について、相続税法 12 条 3 項において、「三宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの」を非課税としており、贈与税についても、贈与財産につき贈与税を課されない公益事業を行う者の範囲について、相続税法施行令 4 条の 5 において、「(相続税法施行令) 第二条の規定は、法第二十一条の三第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者について準用する。」として、相続税法施行令 2 条の定める「相続又は

遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲」を、贈与税の非課税財産についても準用している。

相続税法施行令2条では、「法第十二条第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、専ら社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条（定義）に規定する社会福祉事業、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。」として、いわゆる特定公益増進法人とおなじく、宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者としている。ただし、その者が個人である場合には、先にみたように、同族会社において、特別の関係がある者又は当該財産の相続に係る被相続人若しくは当該財産の遺贈等をした者若しくはこれらの者の親族その他これらの者と特別関係がある者に対してその事業に係る施設の利用、余裕金の運用その他その事業に関し特別の利益を与えることがある場合には、非課税財産とは認められないものとしている。

- 5 上述した事案では、医療法人社団、その社員、とくに、病院において診療をする医師については、「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者」ということができるかもしれないが、その社員間において、増資による希釈化が行われ、出資価値の移転による贈与が認められるような場合には、むしろ、その者若しくはその親族その他その者と法第六十四条第一項の同族会社に規定する特別の関係がある者又は当該財産の贈与をした者、若しくはこれらの者の親族その他これらの者と特別関係がある者に対してその事業に係る施設の利用、余裕金の運用

その他その事業に関し特別の利益を与えることに実質は同様であり、贈与税の非課税財産とみるべきではないと思われる。法第六十四条第一項の同族会社の規定の適用はないと思われるが、爬行増資により、出資の価値が移転した場合については、「公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者」とはまったく関係のないことである。

VIII 相続税法 9 条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するかどうか

1 上述の横浜地裁平成 18 年 2 月 22 日判決においては、相続税法 22 条では、財産の価額は当該財産の取得時における時価によるべきであるとしており、そこにいう時価とは、財産の客観的交換価値をいうものと解されるとしている。そこで、増資における出資 1 口の価額を 5 万円としたことが、相続税法 9 条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するかどうか論点となる。

相続税法 9 条では、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。」と規定している。同事例では、増資前の時価 685 万余円の価値のある出資 1 口を、増資において、出資者たる X1 らに 5 万円で引き受けさせたことにより、出資口の価値が希釈化され、379 万余円となつたとされており、X1 らは、明らかに、「著しく低い価額の対価で利益を受けた」といわなければならない。

2 これに対して、同事例においては、医療法人では、90 口増資しているが、増資前に定款の変更がなされ、基本財産については、分配も、残余財産の分配もすることはできないのであるから、基本財産は、出資口の評価の際考慮すべきではないという考えがある。東京高裁の判決である。特に、この医療法人のように、基本財産と運用財産とを区別して、その変更された定款によ

り、基本財産は分配してはならないとし、さらに、解散して残余財産となったときには、「基本財産は国若しくは地方公共団体に帰属」として、いわば、基本財産は出資者の処分できる財産ではないのであるから、出資口の評価においては、基本財産については、除外するべきであるという判断がなされている。

3 他方で、医療法 41 条では、以下のように規定している。

「1 項 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 項 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。」。

その資産については、医療法施行規則 30 条の 34 においては、「1 項 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十・・・自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。2 項 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。」としている。

4 このように、医療法や同施行規則では、医療法人社団の剰余金の配当を禁じ、また、その資産の総額の百分の二十以上を自己資本としなければならないとしている。これらの規定は、第三者にも利害を及ぼすおそれがあり、強行規定であると解されるのであるが、この医療法施行規則の定めは、医療法人社団の経営の安定のために強制されているのであるが、出資の評価の場合に、基本財産が純資産から除外される根拠とはならないと思われる。そこでは、借入金を制限しているのであり、出資口の評価には関係するとは思われないのである。

5 また、医療法人社団の安定性のため、医療法施行規則において、資産の総額の百分の二十以上を自己資本としなければならないとする強行法規をおいているにもかかわらず、上の事案の甲医療法人社団が、その定款変更により、基本財産と運用財産とを区分して、基本財産を、医療法人の事業活動の資金とはならないかのように定めているが、医療法において自己資本の規制をし

ているにもかかわらず、さらに、基本財産については運用できないものとするとは考えられない。仮に、この医療法人社団の安定のため、処分の禁止は必要であるとしても、出資口の価額の評価において、純資産から除外するには、法律の根拠が必要であると思われる。医療法において自己資本が規制され、自己資本の金額も、税法上は、財産評価の際に純資産に含まれると考えられるにもかかわらず、医療法人については、医療法人の自己の意思で作成した定款において規定した基本財産については、財産評価の際に純資産から除外されるというのは不合理であり、また、そのような評価方法は、一医療法人の意思で左右できるものではないと思われる。

要するに、この医療法人の定款のように、基本財産と運用財産とを区別して、基本財産は分配してはならないということは、医療法もしくはその政省令に規定されているわけではなく、たんに、本件の増資前に、医療法人の理事の意思により、定款変更により定められたのにすぎず、強行規定ではないのであり、再度、定款変更の余地はあるのであるから、出資の評価の際に、医療法人の純資産からははずすべきではないと思われる。

6 さらに、医療法ならびに同施行規則において、資産の総額の百分の二十以上を自己資本としなければならないとしているのは、資産の総額の百分の二十以上は、借入れではなく、出資によらなければならないとされるのであり、増資前には時価 685 万余円の出資口の時価がありながら、基本財産に対応する部分については、出資口の評価には含まれないとするのは、医療法施行規則の定める資産総額の 20% という自己資本の金額の計算をも不明確にするおそれがある。医療法において、資産の総額の百分の二十以上を自己資本として積立てることを命じ、分配を禁じているが、いわば処分を禁じられたからといって、出資の財産評価において、自己資本に相当する金額が、そこから除外されることは意味していないのである。

7 この医療法人の変更後の定款においては、「財産目録記載の財産」を、④の社団の資産としつつ、⑤の基本財産とすることにより、医療法人の出資の財産評価として重要な純資産には入らないとするのが、同事案の原告 X 1 らの

主張の考え方であるが、この医療法人のように、定款変更により、基本財産と運用財産とを区別したとしても、その区別は、明確ではない。さらに、変更後の定款では、「本社の事業に必要な経費は運用財産を以って支弁する」とされているが、上にも述べたが、この医療法人の事業活動は、出資金や事業にともなう諸収入のみからなされることとなり、設備投資に資金を要する医療法人の活動の多くは借入金によりまかなわなければならないと思われる。このような財務の状態は、先に検討した、医療法施行規則において、資産の総額の百分の二十以上を自己資本としなければならないとする趣旨に反し、借入に頼らざるをえない状況を招くものと懸念される。実際に、前掲横濱地裁平成18年2月22日判決の事案では、運用財産は16億円の赤字であるとされており、基本財産と運用財産とを区別する不合理が示されている。

- 8 上にみたように、変更後の定款では、「本社の事業に必要な経費は運用財産を以って支弁する」とされているが、そもそも、基本財産を処分できないとするのは、それが医療法人にとって重要な財産だからであり、例えば、病院の敷地、建物、病棟、高額の医療器械など、これらは基本財産とされると思われるが、だからといって、医療事業に用いられないのではなく、本件甲医療法人の基礎をなす財産である。このような財産は、むしろ、医療法人にとって不可欠であり、医療法人の価値の中心的財産であるから、出資の評価においても除外すべきではないと考えられる。「本社の事業に必要な経費は運用財産を以って支弁する」という定款の規定は、実現不可能な規定であるといわなければならない。

さらに、基本財産は、医療法人の持分の財産評価から除外するならば、上述の事案のような増資の事案において、財産目録記載の財産のみならず、財産から生ずる果実も基本財産とされるので、出資の評価の基準となるような運用財産は、各事業年度の収益であるということになり、後述する医療法人の出資の評価が収益還元によることになってしまう恐れがあり、ここでも不合理が生ずる。

- 9 なお、医療法人の運営がうまくゆかなくなった場合には、基本財産を、「社

員総会の同意を得、県知事の許可を受けて処分することができる。」とされており、基本財産を処分できないとすることは絶対的ではないのであり、ここでも、基本財産を医療法人の出資の財産評価から除外する必然性はないものと考えられる。

したがって、増資に際して、Xらに、増資前の685万余円の価値を有する出資1口について、5万円で引き受けさせたことは、相続税法9条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当すると考えられる。つまり、事案では、従前の出資割合と異なる出資の割当がなされ、社員の出資持分の価値が変動したため、Aには出資の割当がなく、出資持分は減少し、X1らの出資持分の価値は増加するので、AからX1らに、財産的価値の移動があったものと把握されるのである。

IX みなし贈与と出資持分の評価

1 上述の事案では、従前の出資割合と異なる出資の割当がなされ、社員の出資持分の価値が変動したため、創立者である A の出資持分は減少し、X1 らの出資持分の価値は増加するので、A から X1 らに、財産的価値の移動があったものと把握される。

横浜地裁平成 18 年 2 月 22 日判決においては、相続税法 22 条では、財産の価額は当該財産の取得時における時価によるべきであるとしており、そこにいる時価とは、財産の客観的交換価値をいうものと解されるとしている。しかし、財産の客観的交換価値というものが必ずしも一義的に明らかにされるものではないので、他の多くの裁判例と同様に、評価基本通達によることに合理性があるとしている。但し、医療法人の出資の評価について通達がおかれたのは、平成 12 年である。

2 そこで、このような医療法人の出資の評価であるが、横浜地裁平成 18 年 2 月 22 日判決では、贈与財産の客観的交換価値を個別に評価すると、その評価方式、資料の選択の仕方等により異なった評価額の生じることが避けがたく、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるとして、現在の評価通達 194-2 に基づき、医療法人は、事業により利益をあげるといふ点では、一般の営利企業と異なるものではなく、出資持分の評価について、営利企業の株式とは同様に評価できないとは認められないとして、評価通達 194-2 による評価が妥当であると考えられる。税務署長および横浜地裁判決では、類似業種比準価額により、出資持分の評価を行っている。

3 現在の評価通達 194-2 では、医療法人に対する出資の価額の評価について、概略、以下のように定めている。医療法人に対する出資の価額は、①178《取引相場のない株式の評価上の区分》の本文、②179《取引相場のない株式の評価の原則》から 181《類似業種》本文まで、③182《類似業種の株価》から 183-2《類似業種の 1 株当たりの配当金額等の計算》まで、④184《類似

業種比準価額の修正」の(2)、185《純資産価額》の本文、⑤186《純資産価額計算上の負債》から 186-3《評価会社が有する株式等の純資産価額の計算》まで、⑥187《新株引受権等の発生している株式の価額の修正》の(2)によるものとされ、一般的には、取引相場のない株式の評価の原則により、類似業種比準価額もしくは純資産価額によるものとされている。

4 この点について、上述の東京高裁判決は、「基本財産と運用財産とを区分しない同業者を標本として類似業種比準方式によりその交換価値を算定することもその前提を欠くものというべきであり、基本財産と運用財産とを区分せずに純資産価額方式によってその交換価値を算定することもその前提を欠くものというべきであって、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額、実際の出資金額等を考慮して本件出資当時の本件法人の出資1口あたりの評価額を算定すべきである。」とするのであるが、同業者が、このような基本財産と運用財産とを区分せずに純資産価額方式を採用していたことが重要なのであり、判決は、本件医療法人が、定款変更のみにより、基本財産と運用財産とを区分した目的を見落としているというべきである。そもそも、法律の改正によるわけではなく、定款変更のみにより基本財産と運用財産とを区分した結果、従来の類似業種比準方式による同業者と持分の価値が急激に変化すること自体が不自然である。本件医療法人が急激に変化したという特段の事情もなく、ただ、会計のみで、基本財産と運用財産とを区分しただけで、持分の価値が急激に変化するというのは不合理である。

5 なお、以前は、医療法人に対する出資の評価については、企業組合と同様に行っていた。

「196 企業組合、漁業生産組合その他これに類似する組合等に対する出資の価額は、課税時期におけるこれらの組合等の実情によりこれらの組合等の185《純資産価額》の定めを準用して計算した純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基とし、出資の持分に応ずる価額によって評価する。（昭58直評5外改正）。」

例えば、名古屋地裁昭和63・4・25判決では、以下のように述べている。

「厚生会のような医療法人は、医療法 54 条によって剰余金の配当が禁止されているのに対し、(旧) 評価通達 196 に例示されている企業組合及び漁業生産組合（以下「企業組合等」という。）にあつては、中小企業等協同組合法 59 条及び水産業協同組合法 85 条によって制限付ながらも剰余金の配当が認められており、その点において医療法人について評価通達 196 を準用するについては疑問の余地もないではない。

しかしながら、医療法は、医療法人が、剰余金の配当原資を得るために営利を追求し、医療行為の公益性にもとる行為を行うことを避けるために剰余金の配当を制限したものであつて、その行う医療事業から収益を得ること自体を制限したのではないと解せられ、特に本件においては、厚生会に対する出資者は剰余金の配当は得られないものの、退社あるいは同会の解散の際には右収益によって法人内部に蓄積された資産・・・の分配に与えられることは前記のとおりであるから、企業組合等に対する出資者の受け得る利益と医療法人である厚生会への出資者が受け得る利益とは基本的には同一であつて、厚生会への出資の評価方法を、企業組合等の出資についての評価方法と同一とすべきであるとする被告の主張には合理性が認められる。」

6 また、東京地裁昭和 53・4・17 判決でも以下のように述べている。

「ところで、評価通達には、出資持分の定めのある社団たる医療法人に対する出資の価額の評価方法については何ら定めがないけれども、同通達一九六によれば、組合員に対しその事業又は家計の助成を図ることを目的とするのではなく、商業・工業・漁業などの事業そのものを行ない、それ自体が一個の企業体として活動する企業組合等の法人について、当該法人に対する出資の価額は、いわゆる純資産価額（評価通達一九六、一八八六参照）を基にして評価するとされている。

そして、前示の医療法人の性格、その純資産価額は払込出資額を上廻っている可能性が大であること、更に医療法人の出資持分を有する者が当該持分を第三者に譲渡し、あるいは退社により持分に応じた払戻しを受けることが禁止されていないと解せられることなどからすれば、仮にある時期に出資持分

の定めのある社団たる医療法人の出資持分の譲渡が行なわれるとすれば、たとえその譲受人が前示配当禁止規定により出資持分に応ずる配当を受けることはできないにしても、その譲渡価額は法人の純資産価額を基礎としその出資持分に応じた価額に近似したものとなるであろうことは、見易いところである。

そうしてみると、出資持分の定めのある社団たる医療法人に対する出資持分の時価は、原則として右評価通達一九六に定める評価方法に準じて、課税時期における当該法人の純資産価額を基にして、出資の持分に応ずる価額によつて評価するのが合理的というべきであり、他により妥当な評価方法は見当たらない。」

- 7 最近の裁判例においても、大阪地裁平成9・6・23訟務月報44巻9号1678頁では、株式の評価について、むしろ、公平のため、評価基本通達によるべきであるとして、以下のように述べている。

「相続税法二二条は、相続財産の価額は、特別に定める場合を除き、当該財産の取得のときにおける時価による旨規定しているところ、右の時価とは相続開始時における当該財産の客観的な価値をいうものと解するのが相当である。そして、課税実務上は、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、相続財産評価の一般的基準が評価基本通達によって定められ、そこで定められた画一的な評価方式によって相続財産を評価することとされている。

そうすると、租税平等主義という観点からして、評価基本通達に定められた評価方式が合理的なものである限り、これが形式的にすべての納税者に適用されることによって租税負担の実質的な公平をも実現することができるものと解されるから、特定の納税者あるいは特定の相続財産についてのみ、右通達に定められた方式以外の方法によって評価を行うことは、たとえその方法による評価額それ自体が同法二二条の定める時価として許容できるものであったとしても、納税者間の実質的負担の公平を欠くものであり、原則として許されないというべきである。」

- 8 そこで、上述の事案における医療法人の出資持分の評価であるが、前掲横

浜地裁平成18年2月22日判決にもいわれているように、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるとして、評価通達194-2に基づき、医療法人は、事業により利益をあげるという点では、一般の営利企業と異なるものではなく、出資持分の評価について、営利企業の株式とは同様に評価できないとは認められないとして、評価通達194-2による評価が妥当であると考えられる。

同事案では、原告X1らは、出資1口を5万円と評価しているが、その根拠となる運用財産の金額を明らかにしていない。ただ、判決のなかに、マイナス15億円としているが、その算出はどのような項目に基づいているのかも明らかにされていない。原告X1らが、出資1口を5万円と主張するのであれば、その計算根拠を明らかにすべきである。

また、原告X1らは、基本財産は処分が禁止されているとして、財産評価から除外すべきであると主張するが、変更した定款には、基本財産として、

- 「1 財産目録記載の財産
- 2 財産から生ずる果実
- 3 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- 4 将来基本財産として繰入れられる金品」

と規定するものの、具体的にどれが基本財産となるのかということを開示していない。

少なくとも、「財産目録記載の財産」がすべて基本財産となるのであれば、本件のB病院等の施設の敷地や病院等の建物、さらには、大型医療器具などが基本財産とされている可能性が高い。前述したように、これらの財産は、実際には、病院経営の事業運営の中心的財産であり、甲医療法人の価値を高めているのは事実であるから、変更した定款のもとでは処分できないものとされても、出資の価値に反映されるのが当然であると考えられる。

X 法人からの有利発行と一時所得該当性

- 1 増資前の 685 万余円の価値を有する出資 1 口にもかかわらず、90 口を 1 口 5 万円で引き受けさせたことにより、希釈化が生じており、それを、A から、X1 らに価値が移転した、つまり、みなし贈与があったものといえるのか、あるいは、医療法人から、X1 らに利益が与えられたのか、あえていえば、議論の余地があると思われる。上に論じたように、相続税法 9 条のみなし贈与の規定の適用があるとすれば、X1 らの受けた利益は、A から受けたものであり、贈与税の対象となることになる。しかし、株式会社においては、増資のため、有利発行した場合には、その新株引受人は会社から利益を受けたものと考えられる余地があるので、それと比較しておく意味があると考えられる。
- 2 例えば、東京地裁平成 8・12・12 税資 221 号 861 頁では、親 F が引き受けた新株の有利発行につき、子 C らの資金により取得させたことにつき、「親 F は、自ら引受の申込みをせず、本件新株を原告子 C らに取得させるために、原告らの借入金を用いて、親 F の名義で原告らに本件新株を引き受けさせ、原告らは本件新株を取得するに至ったものであるから、これによって、親 F は、結局のところ、本件新株を引き受けたとすれば取得するであろう当該株式の時価とその発行価額との差額に相当する経済的利益を失い、他方、原告らは、親 F の名義で本件新株を引き受けたことにより、何らの対価の支払なくして右の経済的利益を享受したものであるといえることができ、その間に実質的に利益の移転があったことは明らかであるから、原告らは、その利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を親 F から贈与により取得したものとみなす（相続税法九条）のが相当である。」として、有利発行による増資による希釈化により、親 F から子 C らに実質的に利益の移転があったことは明らかであるとしている。
- 3 従前の判決でも、大阪高裁昭和 56 年 8 月 27 日判決（第 1 審 神戸地裁昭和 55 年 5 月 2 日判決訟務月報 26 卷 8 号 1424 頁）では、「法九条は無償又は著しく低い対価で利益を受けた場合においては当該利益を受けさせた者から

贈与により右利益を取得したものとみなす旨規定しており、かかる「みなし贈与」が相続税法一九条の贈与に該当することはいうまでもない。そうして、一般に、含み資産を有する会社が増資をすれば、旧株式の価額は増資額との割合に応じて稀釈され、新株式の価額が逆に増加することとなるため増資に当たり増資前の株式の割合に応じて新株の引受がなされなかったときは、右新株の全部又は一部を引受けなかった者の財産が、旧株式の価額の稀釈に伴いそれだけ減少する反面、右割合を超えて新株を引受けた者の財産は、それだけ増加するから、後者は前者からその差額分の利益を取得したことと評価しうる。従って、右利益を無償で取得すれば、相続税法九条所定の「みなし贈与」に該当すると解すべきである。」として、ここで取り上げた判決と同じ構成を行っている。

- 4 さらに、上述の事案において、X1らの受ける財産的価値がみなし贈与として贈与税が課される場合には、所得税法9条の非課税規定により、贈与税が課されるものは非課税とされており、相続税法9条の適用される場合には、一時所得として課税される余地はない。仮にAが法人であった場合には、法人からの贈与には贈与税は課されないので、そのような場合には、一時所得として課税されうるが、本事案にはあてはまらない。したがって、X1らの受ける経済的利益は、相続税法9条のみなし贈与である。

このように、出資の価値の移転については、一時所得とする余地はないと考えられる。